

外国人就労者の町営住宅への入居募集について

1 はじめに

えりも町では、労働人口の減少に伴い外国人を雇用する各事業者が増加傾向にあり、外国人就労者の住宅の確保に苦慮している状況にあります。

この課題に対応するため、空き家の町営住宅を柔軟に活用し、外国人就労者向けの住宅として提供することとしましたので、入居を希望する事業者を募集します。

2 募集する用途等

募集する用途等は次のとおりです。指定する用途以外の使い方はできませんので、あらかじめご承知おきください。

用 途	外国人就労者向けの住宅
事 業 者 (契約者)	えりも町内に事務所があり、外国人を雇用している事業者。 ※入居に関する契約等の手続きは、事業者と交わします。
入 居 者	町内の事業者には雇用されている在留資格を有する外国人。
入 居 期 間	入居許可日から原則3年とします。 ※町長が必要と認めた場合は更新することができます。
備 考	地震や津波等の災害時の対応、ゴミ出し等の生活習慣の啓発、入居者に関するトラブルへの対応は事業者の責任で行っていただきますが、トラブル等を解決できない際は、契約を解除する場合があります。

3 募集住宅

対象住宅の概要は次のとおりです。

住 宅 名	戸数	建設年度	間取り	入居人数	使用料(一律)	敷金(一律)
歌別町営住宅3号室 (字歌別252番地)	1	昭和58年	3LDK	最大3名	45,000円	90,000円

- (1) 使用料は、事業者及び外国人の所得による増減はありません。
- (2) 入居時に敷金として、使用料の2ヶ月分の納付が必要です。
- (3) 連帯保証人は1名以上、使用料の1年分と町営住宅の修繕費用を負担することができ、えりも町民(世帯主又は事業主)で町税等に滞納がないことが条件です。
- (4) 入居の条件として、同じ事業者には雇用されている同国籍、同性に限り入居することが可能ですが、町営住宅の間取りによって入居者人数が異なります。今回の住宅は、3LDKのため最大3人までの入居が可能です。
- (5) 契約期間中は、入居者人数の最大人数内での増減は可能ですが、一時帰国や在留期間満了等で入居者が不在となった場合、事業者から契約解除の申し出がない限り使用料の負担が発生します。
- (6) 町営住宅には、浴槽用の風呂釜は設置していますが、それ以外のボイラーやガスコンロ、照明器具、家具などは事業者でご用意ください。

- (7) 町営住宅については、内見することができますので、希望される場合は役場建設水道課へご連絡ください。

4 応募資格

本募集に応募する資格を有する事業者は、現状で住宅の確保に困っていることと、次のいずれも満たすことが条件となります。

- (1) 外国人を雇用している事業者又は、今後外国人を雇用する予定の事業者であること。
- (2) 町内に事務所を有すること。
- (3) 町税等に滞納がないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等ではないこと。
- (5) 過去に本事業に関する契約を解除されたことがないこと。

5 申請方法

- (1) 提出書類

申請期間内に次の書類を各1部ずつ提出してください。

提出書類	添付資料
申 込 書	入居させる外国人が決まっている場合 ・パスポートと在留カードの写し、住民票を添付資料として提出してください。 入居させる外国人が決まっていない場合 ・予定人数、入居予定時期等、現時点で分かる範囲で申込書に記載してください。

申込書は、役場2階建設水道課の他に、えりも漁業協同組合本所でも配布しております。

- (2) 受付期間

令和7年8月8日（金）から令和7年8月22日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く。）

- (3) 提出方法

役場2階 建設水道課へ持参してください。

- (4) 提出先

住所：〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町206番地
担当：えりも町役場 建設水道課（2階）

6 その他

お問い合わせ先

えりも町役場 建設水道課 建築管財係

電話（代表）01466-2-2111

（直通）01466-2-2114